

平成20年第3回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年7月14日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年7月14日 9時33分			議長	坂口久信
	閉会	平成20年7月14日 9時46分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	欠
会議録署名議員	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸	8番	久保 繁幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年7月14日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案上程
町長提案 議案第51号
町長の提案理由の説明
日程第4 議案第51号 太良町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について
（追加日程）
日程第5 発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦について

午前9時33分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

平成20年7月臨時会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、入院加療中の木下議員を除き、全議員元気で出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成20年第3回太良町議会（臨時会第1回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案書の2ページに議事日程がございますので、ごらんいただきます。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として6番川下君、7番見陣君、8番久保君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。町長提案の議案第51号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成20年第3回太良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、議案第51号の提案理由を説明させていただきます。

議案第51号は、太良町ふるさと応援寄附金基金条例の制定についてであります。

本案は、太良町の活力あるまちづくりのために、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという寄附者の思いを生かすために、太良町ふるさと応援寄附金基金を設置し、受け入れた寄附金を積み立てるために基金条例を制定するものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第51号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第51号 太良町ふるさと応援寄附金基金条例の制定についてを議題といたします。質疑の方、ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは、4日の全協の折、大筋では説明をいただきましたので、大体のところは理解をしているつもりですけれども、何点か質問いたします。

ふるさと納税制度の基金のストックに対する受け入れ体制の整備ということで提案されておると思います。これは、国の制度に対しての制度整備だと思いますけれども、この基金の受け入れする条例の制定ということですが、いわゆるこれは指定寄附という形を、一般的な寄附もあろうし、緊急な場合の指定寄附をされるということもあろうと、寄附については、さまざまな形で寄附を受け入れるということもこの制度ではあろうかと思うんですよ。想定はやっぱりしておかにかんじやないかと思っておりますが、そういった中で、一時期寄附をいただいて基金にストックするということが、緊急な場合、要するに震災もあっておりますし、風水害もありますし、天災的にそれを義援金的な寄附をされるということも、これは想定内にはあるんじゃないかと思うんですよ。そういったときにも、やっぱり手続上、一応基金に入れて、そして支出をするのかどうするのか、その辺についての考え方はどうなっておりますかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基金条例の第5条に繰替運用ということで、一応6条関係でも基本的には、今まで、例えば、小学校に寄附をしたい、寄附をすると。その年に図書を買ってくれとか、小学校の教材を買ってくれとか指定がっております。今回もこのふるさと納税寄附金については、一応町としては基金に積み立てをしたいと思っておりますけれども、ただし、寄附者が、例えば、ことし20年度で仮に多良小学校の図書館に図書を買ってくれと、どうしてもそういう強い申し出があれば、それは一般財源で受け入れて、その年に使うということで、事前に寄附者に対しては、太良町としては基金に積み立てをしたかですけれども前もってお尋ねして、いや、自分は今年度に使ってほしいという寄附者の要望があれば、それにはこたえるという形にしております。

○9番（末次利男君）

それはそれとして、基金にストックするというので、それはさまざまな形でさまざまなふるさと納税という形が想定できると思うんですけども、その寄附者が本当にその目的に従って使われているかどうか、これは税制の優遇だけの問題で提案されているんですけども、そこらの双方向といいますか、本当に使ってもろうたっじゃろかにやということも、寄附していただいた人にはあるんじゃないかという感じがしますよ。それで、その辺の相手方への対応はどう考えておられるのか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

寄附者にとっては、どうやって本当に使っているのかというのが、検証の意味でも一番大切なものだと思いますけれども、基本的には決算書、こういうふうな形で使いましたよと、取り崩して使う場合は、数字上でしか実際うちの予算書ではその他の項になると思います。そこで財源を、この部分が財源として使っていますよというぐらいにしか事務上は証明できないと思います。

○9番（末次利男君）

じゃあ、それを送付するということですね。（発言する者あり）はい。

この町長の提案理由の説明の中に、活力あるまちづくりに生かしたいという提案理由があったわけですが、やはり今後のまちづくりの視点として、新たなふるさと納税制ということが創設されたわけですね。これはある意味、今のこの日本の現状といいますか、そういったものを考えてみますと、親世代はふるさとに残して、やっぱり生産世代、若い世代は出ていくと。いわゆる不交付団体と言われる都会に出ていくという実態で、地方と都市の格差というのがどんどん広がっているんですね。そういった中で、ある種、政治の責任で、やっぱりこれは地方の疲弊を何とか救済するという意味からも、これは当然必要なことである

と思いますよ。

それで今回、ただ一方的にホームページあたりで寄附をいただくというよりも、ある意味、まちづくりの視点として、これから一方的に寄附を受け入れるんじゃないかと、その人たちにそれを喚起する意味でも、何か地方と、そういった都市に出られたある種ふるさとと言われるような方と交流のきっかけができないのか。

これは今、岩島町政も始められておりますUターン、Iターンにも少なからず効果が出てくるんじゃないかなという感じがするわけですよ。そういった意味で、何とかふるさとのにおいを乗せたやり取りというんですか、そういったものが今後一つのきっかけづくりになつとじゃなかかなという感じがするんですけども、これを機会に、そういった考えは飛躍した考えかもしれないけれども、ただ制度ができたから受け入れるんだということじゃなくて、それを大いに生かすんだという考え方はありませんか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

せっかくの寄附でございます。何らかの形で寄附者と町とのキャッチボールが永続的にできたらということで、そういうふうな今後のまちづくりを含めた視点でこういう制度を生かしていければと、検討していきたいと考えております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 太良町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました追加議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 発議第1号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦について、原案どおり田中夏雄君と酒村義雄君の以上2名を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は田中夏雄君と酒村義雄君、以上2名を推薦することに決定いたしました。

これで本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第3回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時46分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸